

平成 29 年度  
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)  
公募要領

**【第二次公募】**

平成 29 年6月

一般財団法人環境イノベーション情報機構

一般財団法人環境イノベーション情報機構(以下「当機構」という。)では、環境省から平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)の交付を受け、地方公共団体における、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・改定作業や同計画に基づくエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に係る企画・実行・評価・改善のための体制整備に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等を導入する事業に対する補助金を交付する事業(以下「本補助金」という。)を実施します。

本補助金の目的や内容、応募方法、留意事項については、この公募要領に記載するとおりです。本補助金に応募される方は御熟読ください。

本補助金の補助事業として採択された場合には、平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)交付規程(平成 29 年 4 月 7 日 EIC 第 290407001 号)(以下「交付規程」という。)に従って、本補助金の交付申請の申請の手続等を行っていただくこととなります。

なお、採択された際には、政府が推進する地球温暖化対策のための国民運動「[COOL CHOICE](#)」(賢い選択)に、可能な範囲で御協力いただく可能性があります。

## 本補助金に応募される皆様へ

当機構の本補助金は、国庫補助金等の公的資金を財源としております。そのため社会的にその適正な執行が強く求められており、以下の点を十分認識した上で、本補助金の応募を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の応募者が当機構に提出する書類には、いかなる理由があっても虚偽の内容の記述を行わないでください。
- 2 本補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第33条において規定された罰則が適用されます。
- 3 当機構が本補助金の交付決定を通知する前に本補助金の実施に係る契約を締結した場合、その契約内容については、本補助金の交付対象とはなりませんので御注意ください。

## 目次

I. 補助金の目的及び内容.....	1
1. 補助金の目的.....	1
2. 対象事業の要件.....	1
3. 補助金の応募ができる者.....	2
4. 共同実施.....	3
5. 複数年度事業の申し込みについての注意点.....	4
6. 補助対象経費.....	4
7. 補助金の応募申請額.....	10
II. 事業の実施.....	11
1. 応募後の流れ.....	11
2. 留意事項.....	12
III. 応募方法.....	14
1. 応募の方法.....	14
2. 説明会の開催.....	16
3. 問合せ先.....	16
別紙 応募申請書ファイルの作成の仕方.....	17
インデックス区分けリスト.....	18
別添 審査のポイント.....	19

## I. 補助金の目的及び内容

### 1. 補助金の目的

本補助金は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「事務事業編」という。)の策定・改定作業や、同計画に基づく取組の大胆な強化・拡充を促し、取組の企画・実行・評価・改善(以下「カーボン・マネジメント」という。)のための体制整備・強化に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等の導入を行う事業に要する経費を補助することにより、地方公共団体が保有する施設の省エネルギー化を促進し、それによって政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資することを目的としています。

### 2. 対象事業の要件

本補助金の対象事業は次に掲げる2事業(以下「補助事業」という。)とします。

#### (1) 事務事業編等の強化・拡充支援事業(第1号事業)

次の1)又は2)に該当し、かつ3)に該当していること。

- 1) 事務事業編を政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)の目標等と比べて遜色ないものとして策定・改定する事業であること。
- 2) 事務事業編に基づく取組が現行のものに比べて大幅な強化・拡充となるものであること。
- 3) カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であること。

#### (2) 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業(第2号事業)

先進的・モデル的な取組によりカーボン・マネジメントに係るノウハウの普及を目的とする事業(技術実証を除く)であって、次の1)～4)の全てに該当していること。ただし、小中学校、水道施設、下水道施設及び廃棄物処理施設のみに設備等を導入するものを除く。(小中学校、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設のいずれかと併せて、その他の地方公共団体所有施設(庁舎等)に省エネルギー設備等を導入し、エネルギーマネジメントシステム等により複数施設をネットワーク化して面的かつ効果的なものとする場合は対象とすることができる。)

- 1) 事務事業編に位置付けられたもの又は事務事業編に位置付けられることが見込まれるものであること。
- 2) エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に直接資する設備等(その付帯設備、エネルギー需給を制御するためのシステム及びその関連設備を含む。)を庁舎等に導入する事業であり、事業終了後にエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減効果が定量的に検証できるものであること。
- 3) 「平成28年度版 L2-Tech リスト」(環境省)に基づく次の表から、施設ごとに2区分以上の省エネルギー設備を含むこと。

表

記号	区分	設備・機器等
あ	空調機(ヒートポンプ・個別方式)	ガスヒートポンプ パッケージエアコン(店舗・オフィス用) パッケージエアコン(設備用) パッケージエアコン(ビル用マルチ) 氷蓄熱式パッケージエアコン
い	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)	フロン類等冷媒ターボ冷凍機 自然冷媒ターボ冷凍機 水冷ヒートポンプチラー 空冷ヒートポンプチラー デシカント空調システム(空調機器・デシカント空調機)
う	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)・熱源補機	氷蓄熱ユニット
え	熱源・空調機(気化式・中央方式)	間接気化式冷却器
お	熱源・空調機(吸収式・中央方式)	吸収冷温水機(二重効用) 吸収冷温水機(三重効用)/廃熱投入型吸収冷温水機(三重効用) 一重二重併用形吸収冷温水機 吸収冷凍機(二重効用・蒸気式) 吸収冷凍機(三重効用・蒸気式) 一重二重併用形吸収冷凍機(蒸気式)
か	熱源・空調機(吸着式・中央方式)	吸着式冷凍機
き	熱源(ヒートポンプ)	高温水ヒートポンプ(空気熱源・循環式) 高温水ヒートポンプ(空気熱源・一過式) 高温水ヒートポンプ(水熱源・循環式) 高温水ヒートポンプ(水熱源・一過式) 高温水ヒートポンプ(水空気熱源・循環式) 高温水ヒートポンプ(水空気熱源・一過式) 熱風ヒートポンプ(水熱源・一過/循環式) 蒸気発生ヒートポンプ(水熱源・一過式) 蒸気再圧縮装置 ダブルバンドルヒートポンプ
く	給湯器(ヒートポンプ)	ヒートポンプ給湯機(空気熱源) ヒートポンプ給湯機(水熱源)
け	給湯器(ガス式)	潜熱回収型給湯器
こ	ボイラ	温水ボイラ 蒸気ボイラ(貫流ボイラ) 蒸気ボイラ(炉筒煙管ボイラ) 蒸気ボイラ(水管ボイラ) 熱媒ボイラ
さ	コージェネレーション	ガスエンジンコージェネレーション ガスタービンコージェネレーション
し	照明器具	LED照明器具
す	変圧器	油入変圧器 モールド変圧器
せ	エネルギーマネジメントシステム	BEMS(情報提供サービス・省エネ・診断サービス) BEMS(制御サービス・空調・熱源・個別方式) BEMS(制御サービス・照明) BEMS(制御サービス・空調・熱源・中央方式)

4)様式第1の別紙2-3「カーボン・マネジメントの推進方針」がすべて記載の上で提出されていること。

### 3. 補助金の応募ができる者

本補助金の応募ができる者は、次に掲げる者となります。

#### 第1号事業

(ア)都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

## 第2号事業

(ア)都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

(イ)民間企業(上記アと共同申請する事業者)

## 4. 共同実施

地方公共団体と共同で第2号事業を申請する場合は、補助事業に参画するすべての事業者が「3. 補助金の応募ができる者」の第2号事業に該当することが必要となります。

代表事業者は補助事業に参画するすべての事業者のうち、当該補助事業により財産を取得する者から選択してください。代表事業者が本補助金の応募等を行い、他の事業者を共同事業者とします。

代表事業者は補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、事業実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行ってください。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

### 民間企業からの共同申請における事業

(リース、PFI 及び ESCO 等の場合)

- ・リース、PFI 及び ESCO を利用する場合は、参画する事業者との共同申請とします。
- ・サービス料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、サービス料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示してください。

(ESCO 等の場合)

- ・シェアード・セイビングス契約に限定します。
- ・代表申請者及び共同事業者については、以下のとおりです。

(1)ESCO 事業者、リース事業者と3者で共同申請する場合

設備の所有者であるリース会社が代表申請者、ESCO サービス提供者である ESCO 事業者が共同事業者、ESCO サービス享受者である地方公共団体を共同事業者として申請してください。

(2)その他の場合(ESCO 事業者と共同申請する場合、またはリース会社と共同申請する場合等)

設備の所有者が代表申請者、ESCO サービス享受者である地方公共団体が共同事業者として申請してください。

- ・導入による省エネルギー効果が ESCO 事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とします。

注 ① 公募型事業において、すでに事業者が当該地方公共団体等の公募に応募し、公正な

審査により選定されていると認められる場合については、3者見積は必要としません。

- ② CO<sub>2</sub>排出削減量の担保をどのようにするか明確にしてください。
- ③ サービス料金から補助金相当分が減額されていること及び法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であることを証明できる書類の提示を条件とします。

#### 5. 複数年度事業の申し込みについての注意点

- ・複数年度とは原則3年間(複数年を一括発注とする場合は2年間)を限度とします。
- ・本補助金は、予算が成立した年度にのみ行われる単年度のものであり、次年度以降の継続が決定しているものではないため、原則単年度に完了する事業を対象としています。単年度での実施が困難な事業であって、年度ごとの発生経費を明確に区分した事業計画が提出される場合は、複数年度事業として申請することができます。この場合、本補助金事業は単年度のものであり、2年目以降の補助金の交付決定を保証するものではないため、毎年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施することになります。翌年度、仮に補助金が出ない場合でも適正化法に則り、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資するため、最終年度まで事業を継続し、事業の実施状況を機構に報告をしてください。
- ・2年度目以降に事業を取りやめた場合(事業廃止)は、既に交付した補助金の返還が必要となる場合があります。

#### 注

- ① 毎年度交付申請を行い、全体計画書(事業全体の計画書)と年度計画書(今年度の計画書)を提出してください。  
一括発注においては年度計画書の内容は年度ごとに図面、見積書において明確に区分できていることが必要となります。
- ② 全体計画書において、複数年度にわたる継続工事等や複数年度で類似の工事等がある場合は、各年度の実施内容の差異が明確に区別できるようにしてください(各年度で同一項目がある場合は内訳により年度間の差異を明示する)。補助金の総額については当該事業計画書に記載された総額を超えることはできません。
- ③ 各年度の事業完了は原則2月末支払完了までです。
- ④ 各年度事業実施分は、各年度事業完了の時点で設計、設備、工事等の項目ごとにその金額相当の成果品(設備機器購入、各年度計画の工事完了)が必要です(材料の購入のみは不可)。

#### 6. 補助対象経費

補助事業に要する経費として認める経費(以下「補助対象経費」という。)は、それぞれ表1、表2及び表3に掲げる経費とし、かつ補助事業で使用されたことが証明できるものとします。



表1 第1号事業の補助対象経費

費目	細分	内 容
人件費	人件費	補助事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費をいう。
業務費	賃 金	補助事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
	共済費	補助事業を行うために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
	諸謝金	補助事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金をいう。
	旅 費	補助事業を行うために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
	印刷製本費	補助事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	補助事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	補助事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
	使用料及び賃借料	補助事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用(借料)をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
	消耗品費	補助事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。
業務費	<p>補助事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の調査、設計、製作、試験及び調整に要する経費をいう。</p> <p>当機構からの交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が直接、調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においてはこれに要する材料費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>	

表2 第2号事業の補助対象経費

区分	費目	細分	内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	補助事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	補助事業の本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、補助事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	補助事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 水道、光熱、電力料(補助事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ② 機械経費(補助事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ③ 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 補助事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	請負業者が補助事業の本工事を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が補助事業の本工事を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		補助事業の工事を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		補助事業の工事を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてはこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。

業務費	業務費	<p>補助事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の調査、設計、製作、試験及び調整に要する経費をいう。</p> <p>補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においてはこれに要する材料費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>												
事務費	事務費	<p>補助事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については表3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="504 1088 1361 1283"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

表3 第2号事業の補助対象経費(事務費内訳)

区分	費目	細目	細分	内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合(社会保険料)負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務等に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		消耗品費及び備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。

※以下の経費は補助対象外となります。

<直接工事費>

- ・本補助金への申請手続きに係る経費
- ・官公庁等への申請・届出等に係る費用

- ・既存設備の撤去・移設費(当該撤去・移設に係る諸経費及び実施設計費も含む。)
- ・既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ・数年で定期的に更新する消耗品(予備品)
- ・建物や配管等の単独での防熱・断熱強化工事(断熱パネル、断熱ガラス、断熱塗料等の設置・使用)
- ・運転頻度が低いなどのためにCO<sub>2</sub>削減効果が現れない機器(非常用発電機等)
- ・太陽光発電や地中熱利用など再生可能エネルギーに係る設備
- ・技術実証や研究開発段階の設備(検証性の高いもの)
- ・公用車

<間接工事費>

- ・補助対象外の直接工事に相当する間接工事費(直接工事費で按分して除すこと。)

7. 補助金の応募申請額

本補助金の応募申請額は、補助基本額(総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助対象経費とを比較して少ない方の額)に次に掲げる事業の応募者ごとに定められた割合を乗じた額となります。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて本補助金の応募申請額としてください。

(1) 事務事業編等の強化・拡充支援事業(第1号事業)

1) 都道府県・政令市の場合

2分の1(ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は1,000万円とする。)

2) 政令市未満市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合

定額(ただし、算出された額が1,000万円を超える場合は1,000万円とする。)

(2) 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業(第2号事業)

複数年度事業として採択された場合は、各年度の交付規程に基づく基準額及び補助率が適用されます。

1) 都道府県、政令市、民間企業(都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合と共同申請する事業者)の場合

3分の1

2) 財力指数※が全国市町村平均以上の政令市未満市町村・特別区及び地方公共団体の組合の場合

2分の1

3) 財力指数※が全国市町村平均未満の政令市未満市町村・特別区の場合

3分の2

※本応募については、総務省公表資料「全市町村の主要財政指標」(平成27年度)に基づく財力指数とする。

## II. 事業の実施

### 1. 応募後の流れ

応募後の本補助金の流れは次のとおりです。

#### (1) 審査による採択

応募申請書類を受理後、外部有識者等から構成される審査委員会での審査を経て、補助事業の採択又は不採択いずれかの結果を応募者に通知します。審査期間は、公募締め切り後、1か月程度を予定しています。

具体的な審査基準については今後審査委員会にて決定されますが、審査のポイントは別添の内容を想定しています。

#### (2) 交付申請

採択通知を受けた応募者には、補助金の交付申請書を当機構に提出していただきます。交付申請の手続は交付規程に従って行ってください。複数年度事業として採択された場合であっても、該当する単年度ごとの交付申請が必要です。その場合は、平成 29 年度分の補助事業内容を申請してください。

#### (3) 交付決定

提出された交付申請書の審査を行い、申請内容が適当と認められたものについては交付の決定を行います。

交付決定後、交付申請書の添付書類として提出された「補助事業概要書」(申請版)については、採択された補助事業の概要として、当機構のウェブサイトで公表する予定です。

#### (4) 補助事業の開始

補助事業者は、交付決定通知書を受領した後、補助事業を開始することができます。

当機構が公募を開始した日以降から交付決定を受ける日までの間に補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為(入札公告、落札者決定等)を行うことは認めますが、その契約締結日が交付決定日より前となる補助事業の経費については、補助対象経費として認められませんので御注意ください。

また、当該契約の相手方を選定するに当たっては、原則として競争原理が働く手続によらなければなりません。

#### (5) 補助事業の計画変更

補助事業者は、交付決定された補助事業内容を変更しようとするとき(ただし、軽微な変更を除く。)は、変更交付申請書又は計画変更承認申請書を当機構に提出する必要があります。

複数年度に渡る補助事業において翌年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ当機構に報告し、指示に従ってください。場合によっては、審査委員会に再度諮ることがあります。

(6) 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、補助事業完了(※)後 30 日以内又は当該年度の 3 月 9 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を当機構に提出しなければなりません。

補助事業の完了日については、当該年度の 2 月末日を超えないようにしてください。

当機構は、上記完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じた現地確認を実施し、補助事業の実施結果が本補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書を補助事業者へ通知します。

※「補助事業完了」とは、補助対象設備(第1号事業の場合は報告書)の、補助事業者による検収が完了し、施工業者等から補助事業者への物件の引渡しとその経費の支払が完了したことをいいます。

(7) 補助金の支払

当機構から交付額確定通知書を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書を当機構に提出する必要があります。当機構は精算払請求書を受理した後、その内容を確認の上、適当と判断した場合は、補助事業者へ補助金を支払います。

(8) その他

上記(1)～(7)の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、御参照ください。

2. 留意事項

(1) 補助事業の経費

補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、当機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

※「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」参照

[http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804\\_160323set.pdf](http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf)

(2) 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合には、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出してください。



### (3) 申請時に算出した CO<sub>2</sub>削減効果の担保

交付規程・様式第 16「事業報告書」に記載される CO<sub>2</sub>排出削減効果が、交付申請時に算定した目標に達しなかった場合は、まずは補助事業者はその原因を分析し、事業報告書別紙によりその原因を報告してください。交付申請時に算定した目標と著しい乖離がある場合には、追加的な対策を含め環境省と対応を協議してください。補助事業完了後3年間の事業報告が終了した時点において、なお応募時に算定した目標と著しい乖離があり、かつその理由が天災地変等やむを得ない事由によるもの以外の場合は、CO<sub>2</sub>排出削減目標の達成のための自主的な追加措置を講じ、さらに2年間、その実施状況及び CO<sub>2</sub>排出削減効果を、環境省に報告してください。

また、共同実施の場合は CO<sub>2</sub>排出削減効果に対する担保に関して代表申請者及び共同実施者は担保の方法について協議し、申請時に協議した結果を添付すること。

これらに従わない場合、補助金の返還等の措置を講ずることがあり得ます。

応募時の CO<sub>2</sub>排出削減効果の推計に当たっては、一定の安全率(10%程度)を見込むなどして無理のない算定を行ってください。

### (4) 取得財産の管理

補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。また、耐用年数に達していない財産の処分制限等があります(詳細については、交付規程の第8条第十三号を参照ください。)。場合によっては、補助金の返還が必要になることがあります。

なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

### (5) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入

本補助金は、法人税法第 42 条第1項及び所得税法第 42 条第 1 項の「国庫補助金等」に該当するため、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定(法人税法第42 条)の適用を受けることができます。ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち固定資産の取得又は改良に充てるために交付された部分の金額に限られます。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、所轄の税務署等にご相談ください。

### Ⅲ. 応募方法

#### 1. 応募の方法

##### (1) 応募受付期間

応募受付期間は、平成 29 年6月26日(月)から平成 29 年7月 18 日(火)まで(当日必着)です。

##### (2) 応募申請書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次の1)～2)に示すとおりです。

##### 1) 応募に必要な様式一式

当機構のウェブサイト掲載の【応募に必要な様式一式】を参照し、Word・Excel ファイルをダウンロードして別紙「応募申請書ファイルの作成の仕方」を参照の上、書類を作成してください。

応募に必要な様式一式は、表4に示すとおりです。

表4 応募に必要な様式一式

区分	第1号 事業	第2号 事業
様式第1 応募申請書	必要	必要
別紙1-1 事業実施計画書(第1号事業用)	必要	
別紙1-2 経費内訳(第1号事業用)	必要	
別紙1-3 カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針	必要	
別紙2-1-1 事業実施計画書(第2号事業用)		必要
別紙2-1-2(その1) 建屋ごとの CO <sub>2</sub> 排出量削減効果等一覧表 別添1 システム図 別添2 設備機器導入前後比較表		必要
別紙2-1-2(その2) 事業全体の CO <sub>2</sub> 排出量削減効果集計表		必要
別紙2-1-2(その3) 年間ごと CO <sub>2</sub> 排出効果見込み		必須

別紙2-2 経費内訳(第2号事業用)		必要
別紙2-3 カーボン・マネジメントの推進方針		必要

2) その他、必要資料

- イ) 【第1号事業:必須】経費の算定根拠資料(複数者から徴取した見積書又は金入り積算書)
- ロ) 【第1号事業】現行の事務事業編(策定済みの場合)
- ハ) 【第2号事業:必須】カーボン・マネジメント体制の整備計画及び事務事業編の写し
- ニ) 【第2号事業】CO<sub>2</sub>排出効果を算出するための基準年度のCO<sub>2</sub>排出量の算出資料
- ホ) 【第2号事業:民間企業の場合、共同事業について】
  - 1) 申請者の組織概要
  - 2) 経理状況説明書(直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書(申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書))
  - 3) 定款(申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の原本(いずれも発行後3か月以内のもの))
- ヘ) 【第2号事業:リース、PFI 及び ESCO を活用する場合】地方自治体からの推薦書
- ト) 【第2号事業:リース、PFI 及び ESCO を活用する場合】リースを活用する場合は、リース契約書(案)及びリース料算出内訳書の提出が必要です。PFI 及び ESCO の枠組みを用いて申請する場合は、契約書(案)及びサービス料計算書の提出が必要です。  
注 サービス料計算書は、補助事業に要する経費、補助金申請額、(サービス契約)期間、サービス料、元本、金利、固定資産税等の金額・保険・手数料等の内容について補助金がある場合とない場合で比較した計算書
- チ) 【第2号事業:民間企業の場合、共同事業について】暴力団排除に関する誓約書

(3) 応募申請書類の提出方法及び提出先

「(1)応募受付期間」内に「(2)応募申請書類」を郵送又は持参で以下の提出先まで御提出ください。

※封筒に「平成29年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業【第二次公募】第1号事業又は第2号事業」と赤字で明記すること。

(提出先)

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町38 鳥本鋼業ビル3階

TEL:03-5209-7103 FAX:03-5209-7105

#### (4) 提出部数

「(2)応募申請書類」に示す1)及び2)を紙媒体で2部(正副各1部)、当該書類のWord・Excel・PDF形式の電子データを保存した電子媒体(CD-ROM等、事業者名を必ず記載すること。)を1枚、それぞれ提出してください。

提出された応募申請書類は返却しませんので、適宜写しを控えておいてください。

#### (5) その他

応募に当たっては、本公募要領以外に、次のものも参照してください。

- 1)平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業) 交付規程
- 2)平成 29 年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に係る Q&A 集

#### 2. 相談会の開催

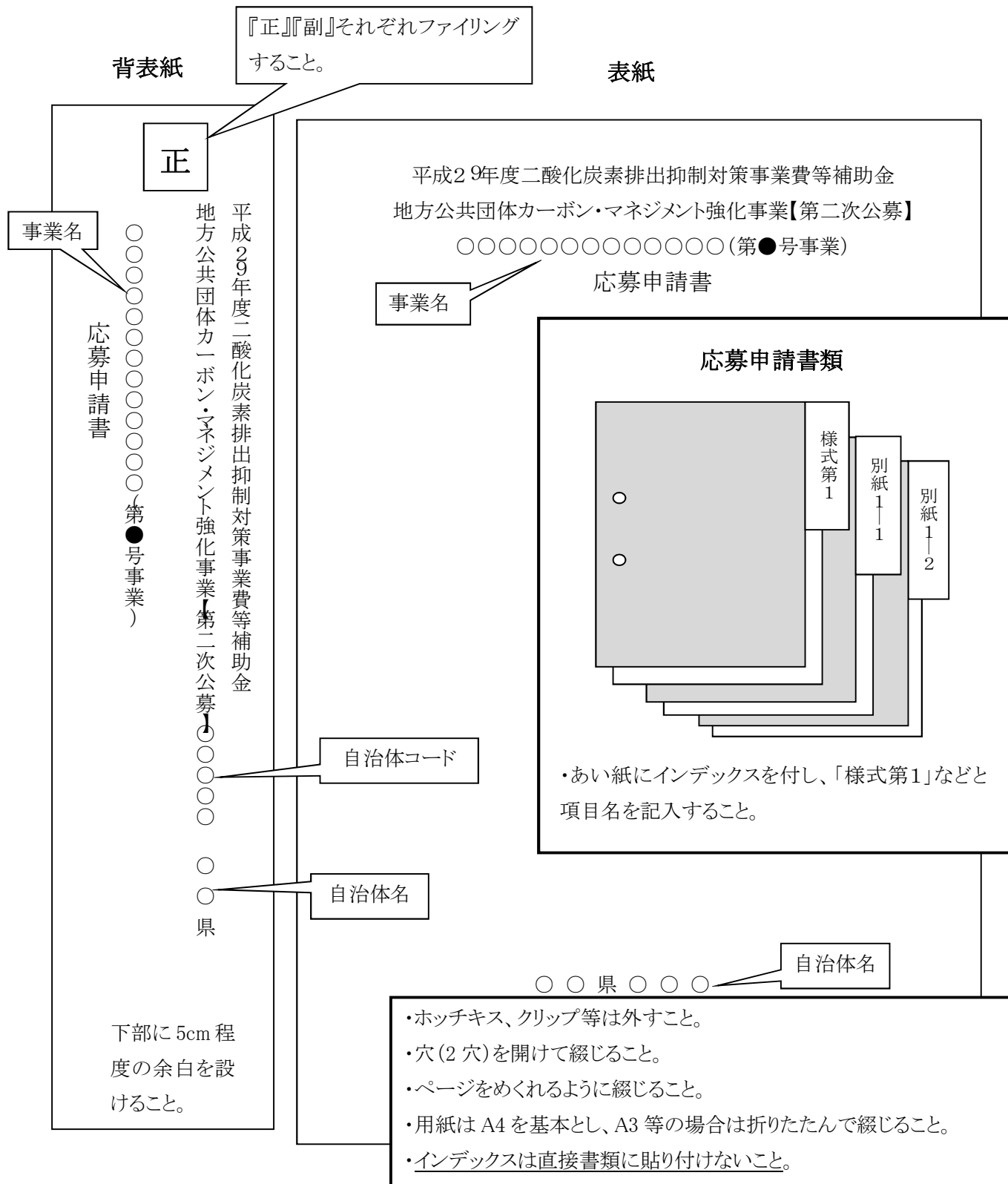
本補助金に係る相談会を平成 29 年6月 30 日(金)～7 月 11 日(火)の間、当機構で開催する予定です。相談会に関する詳細及び参加申込方法につきましては、当機構のウェブサイトを御覧ください。相談会では公募要領等は原則配布しませんので、必要な資料はあらかじめダウンロードした上、御持参ください。

#### 3. 問合せ先

本公募の内容に関して質問のある方は、「(1)所属・氏名(2)連絡先(電話番号及びメールアドレス)(3)対象事業(第1号事業又は第2号事業)(4)質問内容」を記載の上、件名を「平成 29 年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業【第二次公募】に関する問合せ」とし、下記のアドレスまで電子メールをお送りください。

送付先メールアドレス: [jigyo-0@jigyo.eic.or.jp](mailto:jigyo-0@jigyo.eic.or.jp)

応募申請書ファイルの作成の仕方



## インデックス区分けリスト

### 1号事業のインデックス

	インデックス名称
1	様式第1
2	別紙 1-1
3	別紙 1-2
4	経費の算定根拠資料(見積書又は金入り積算書)
5	別紙 1-3
6	その他資料

### 2号事業のインデックス

	インデックス名称
1	様式第1
2	別紙 2-1-1
3	別紙 2-1-2(その 1)
4	別添 1
5	別添 2
6	別紙 2-1-2(その 2)
7	別紙 2-1-2(その 3)
8	CO <sub>2</sub> 計算根拠
9	別紙 2-2
10	見積書等
11	別紙 2-3
12	事務事業編及び関連資料(資料別に名前を付けること)
13	その他、資料(資料別に名前を付けること)

## 別添 審査のポイント

### 別添 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 審査のポイント(第1号事業)

対象書類	評価項目	評価の視点
(ア)事業実施計画書(別紙1-1)	1. 事業の内容	<p>○事業の目的(温室効果ガス総排出量(特にエネルギー起源CO2)の削減目標、削減率)</p> <p>事務事業編の削減目標の設定において、2030年度に業務その他部門でエネルギー起源CO2を約40%削減(2013年度比)という地球温暖化対策計画の目標水準に照らして遜色ない目標が掲げられ、かつ、その算出根拠に妥当性があり、さらに実効性を有するものとなっているか、又は従前より高い削減目標が掲げられ、かつ、その算出根拠に妥当性があり、さらに実効性を有するものとなっているか。</p>
		<p>○事業の具体的内容</p> <p>事業の目的(温室効果ガス総排出量(特にエネルギー起源CO2)の削減目標、削減率を除く)及び内容が本事業の主旨と照らして整合的であるか。            ※本事業の主旨:            ①事務事業編を地球温暖化対策計画の目標等と比べて遜色ないものとして策定・改定する事業であること、            又は、②事務事業編に基づく取組が現行のものに比べて大幅な強化・拡充となるものであること。            かつ、③カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であること。</p>
	3. 事業実施に関連するその他の事項	<p>○事業の目的(温室効果ガス総排出量(特にエネルギー起源CO2)の削減目標、削減率を除く)及び内容</p> <p>政府の次の事業において環境分野での指定(認定)等された事業であるか。            ・環境モデル都市・環境未来都市・地域活性化モデルケース、エコスクール・プラス事業等            ・都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域における事業であるか。            ・「COOL CHOICE」に賛同しているか。            ・その他、再生可能エネルギー関連(バイオマス産業都市等)</p>
(イ)カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針(別紙1-3)	1. カーボン・マネジメント体制	<p>○職員意識の啓発や関係団体への協力要請</p> <p>職員意識の啓発(特に職員研修や情報周知)や施設管理委託業者・指定管理者等の関係団体への協力要請について、具体性・実効性を有するか。</p>
		<p>○評価・改善</p> <p>エネルギー起源CO2の排出量削減の評価・改善に関して、多層的なPDCAの考え方に基づき            ・各部署における責任と役割の明確化や、地方公共団体の首長によるトップマネジメント            ・事務局等による各実行部門の横断的連携の実現            ・別計画の手続等との兼用による実務の効率化            ・施設整備等に係る意思決定部門等との協働体制の構築            ・外部チェック機能の導入            など、実効性・継続性が担保された体制である、又はこれを目指すものであるか。</p>
	3. 設備機器の新規又は更新に関する計画、導入基準、運用改善方針等	<p>○設備機器の新規又は更新に関する整備計画や省エネ機器の導入基準、設備の運用改善方針</p> <p>事務事業編において、設備機器の更新計画や更新基準が規定されており、機器の新規購入・機器の更新に当たってはCO2削減効果の高い機器を導入する旨が規定されている、又はこれと同等の内容が方針に記載されているか。設備の運用改善の方針について記載されているか。</p>

別添 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 審査のポイント(第2号事業)

対象書類	評価項目		評価の視点
(ア)事業実施計画書 (別紙2-1-1)	1. 事業の内容	1) (A) 事業の目的(CO <sub>2</sub> 排出削減の目標設定)	地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資するものとなっているか。
	2. エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出削減効果	1) (A) 設備導入によるエネルギー起源CO <sub>2</sub> 削減量及び削減率	削減量に妥当性があることを前提に、削減率の比率で評価する。
		1) (B) 運用改善によるエネルギー起源CO <sub>2</sub> 削減量及び削減率	削減量に妥当性があることを前提に、削減率の比率で評価する。
		2) 1t-CO <sub>2</sub> 削減当たりのコスト	取組全体におけるCO <sub>2</sub> 削減の費用効率性
	4. 取組の先進性等	1) 取組の先進性・モデル性	設備の導入とその運用管理計画による取組の先進性・モデル性
	6. 事業実施に関連するその他の事項	1) 事業に関連する国のモデル事業等への選定状況	政府の次の事業において環境分野での指定(認定)等された事業であるか。 ・環境モデル都市・環境未来都市・地域活性化モデルケース、エコスクール・プラス事業等 ・都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域又は居住誘導区域における事業であるか。 ・申請する自治体が「COOL CHOICE」に賛同しているか。 ・その他、再生可能エネルギー関連(バイオマス産業都市等)
(イ)カーボン・マネジメントの推進方針(別紙2-3)	2. カーボン・マネジメント体制の内容等	1)カーボン・マネジメント体制の内容	事務事業編の継続的かつ効果的なカーボン・マネジメント体制が構築されている、又はその整備計画が提示されているか。
		3)カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針	事業者が、補助事業を核とした先進的な取組だと考えるカーボン・マネジメントに係るノウハウについて、事業者の管内における地方公共団体や民間事業者等又は全国の地方公共団体に普及させる方針に具体性や確実性、効果が見込めるか(たとえば、実行計画(区域施策編)の率先行動としての普及方針に掲げているなど)。
	3.事業実施によるエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出削減以外の効果	事業実施によるエネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出削減以外の効果	当該効果の政策的有用性(副次的効果)



[応募に必要な様式一式]

様式第1 応募申請書

(第1号事業)

別紙1-1 事業実施計画書(第1号事業用)

別紙1-2 経費内訳(第1号事業用)【Excel】

別紙1-3 カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

(第2号事業)

別紙2-1-1 事業実施計画書(第2号事業用)

別紙2-1-2(その1) 建屋ごとのCO<sub>2</sub>排出量削減効果等一覧表【Excel】

別添1 システム図【Excel】

別添2 設備機器導入前後比較表【Excel】

別紙2-1-2(その2) 事業全体のCO<sub>2</sub>排出量削減効果集計表【Excel】

別紙2-1-2(その3) 年間ごとCO<sub>2</sub>排出削減効果見込み【Excel】

別紙2-2 経費内訳(第2号事業用)【Excel】

別紙2-3 カーボン・マネジメントの推進方針

推薦書

暴力団排除に関する誓約書

様式第1

番号

平成 年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)【第二次公募】応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 事業実施計画書
2. 経費内訳
3. (第1号事業の場合)カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針  
(第2号事業の場合)カーボン・マネジメントの推進方針
4. その他参考資料

## 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 事業実施計画書(第1号事業用)

事業名			
事業実施の 団体名			
分類			
会計の区分			
申請者 (代表事業者)	代表者		
	氏名	役職名	所在地
	事業責任者		
	氏名	役職名	所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
	事業担当者		
	氏名	役職名	所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
共同事業者	団体名		
	代表者		
	氏名	役職名	所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス

<1. 事業の内容>

1) 次の①～③の区分に当てはまるものに「レ点」でチェックを入れること。

- ①事務事業編を政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に掲げる目標等と比べて遜色ないものとして策定・改定する事業であること。
- ②事務事業編に基づく取組が現行のものとは比べて大幅な強化・拡充となるものであること。
- ③カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であること。

2) 事業者の事務及び事業(事務事業編)の現状について

(A) 温室効果ガス(特にエネルギー起源CO<sub>2</sub>)総排出量の把握

(B) 温室効果ガス(特にエネルギー起源CO<sub>2</sub>)総排出量の分析

3) 事業の目的及び内容

(A) 目的【400字以内】

注 文中に 2013年度及(基準年度) び 2030年度(目標年度)の事務事業編における温室効果ガス(特にエネルギー起源CO<sub>2</sub>)総排出量[t-CO<sub>2</sub>]、並びに削減率[%]をそれぞれ記載すること

(B) 内容【600字以内】

4) 調査対象施設

(A) 調査対象施設数： 施設

(B) 各施設の名称及び用途

(C) 延べ床面積(m<sup>2</sup>)

(D) 調査対象にする理由【600字以内】

5) 事業のスケジュール

<公告又は通知の時期>

<契約の履行期間>

<p>&lt;2. 実施体制等&gt;</p> <p>1) 実施体制</p> <p>2) 資金計画</p>
<p>&lt;3. 事業実施に関連するその他の事項&gt;</p> <p>1) 本補助事業に関連する国のモデル事業等への選定状況</p> <p>2) 他の補助金との関係</p> <p>3) 許認可、権利関係等の調整状況</p>
<p>&lt;4. 確認事項&gt;</p> <p>公募要領「I. 補助金の目的及び内容」「2. 対象事業の要件」の他、今後、環境省が実施している地方公共団体を対象とした「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」に誠実に毎年度回答することを承諾の上、本申請書を提出します。</p> <p>チェック欄</p> <p><input type="checkbox"/> (←内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。)</p>

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業  
【経費内訳（第1号事業用）】

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※(1)-(2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	0 円	0 円
	(5) 基準額	(6) 選定額 ※(4)と(5)を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 ※(3)と(6)を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 ※(7)×補助率 (千円未満切捨て)
	- 円	円	円	円

(4) 補助対象経費支出予定額の内訳			
費目	細分	金額 (円)	積算内訳
	小計	0	
	消費税	0	
	合計	0	

カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

申請者( )は、標記の基本方針について、次のとおり取り組みます。

1. カーボン・マネジメント体制について

1)カーボン・マネジメント体制

2)カーボン・マネジメントの対象施設数: 施設 ※

※ 施設の一覧表を添付すること。

3)職員意識の啓発や関係団体への協力要請

<職員意識の啓発【200字以内】>

<関係団体への協力要請【200字以内】>

4)実施方法・評価・改善【400字以内】

2. 設備機器の新規又は更新に関する整備計画や省エネ機器の導入基準、設備の運用改善方針について

<設備機器の新規又は更新に関する整備計画【200字以内】>

<省エネ機器の導入基準【200字以内】>

<設備の運用改善方針【200字以内】>

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 事業実施計画書(第2号事業用)

事業名			
事業実施の 団体名			
分類			
会計の区分			
申請者 (代表事業者)	代表者		
	氏名	役職名	所在地
	事業担当者		
	氏名	役職名	所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス
共同事業者	団体名		
	代表者		
	氏名	役職名	所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス



<1. 事業の内容>

1) 設備の導入に関する事項(概要)

(A) 目的・目標

(B) 設備機器・システムの特徴

2) 事業実施場所の地図

3) 事業対象施設

<2. エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出削減効果>

注:J-クレジットの活用はできません。

1) エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 年間排出削減量、削減率

(A) 設備導入による年間 CO<sub>2</sub>排出削減量(t-CO<sub>2</sub>/年)・削減率(%) (数値の根拠:別紙 2-1-2(その2)ロ・ハ)

(B) 設備導入以外の運用改善による年間 CO<sub>2</sub> 排出削減量(t-CO<sub>2</sub>/年)・削減率(%) (数値の根拠:別紙 2-1-2(その2) ホ・ヘ)

(C) 取組全体の年間 CO<sub>2</sub>排出削減量(t-CO<sub>2</sub>/年)・削減率(%) (数値の根拠:別紙 2-1-2(その2)チ・リ)

(D) 年間ごと CO<sub>2</sub> 排出削減効果見込み(数値の根拠:別紙 2-1-2(その3)ワ)

平成 29 年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成 30 年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成 31 年度 (t-CO <sub>2</sub> )	平成 32 年度 (t-CO <sub>2</sub> )

(エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出削減効果の算定方法)

本事業の CO<sub>2</sub> 排出削減効果の算定方法(Ⅰ、Ⅱ)について、該当するものに○をすること。

Ⅰ 補助事業者独自の算定方法の場合

Ⅱ 「ハード対策事業計算ファイル」使用の場合

注 Ⅱの場合、原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>(平成 29 年 2 月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)により、事業の直接効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、エクセルファイル(「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」)において記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。

(事業終了後の効果計測方法)

## 2) 費用効率性

補助対象経費支出予定額・・・a(別紙 2-1-2(その2) イ)

設備導入による効果・・・b(別紙 2-1-2(その2) ニ)

運用改善による効果・・・c(別紙 2-1-2(その2) ト)

費用効率性(円/t-CO<sub>2</sub>)・・・a/(b+c)(別紙 2-1-2(その2) ル)

## <3. 設備機器導入要件>

「平成28年度版 L2-Tech リスト」(環境省)に基づく以下の表から、施設ごとに2区分以上の省エネルギー設備を含むこと。

表

記号	区分
あ	空調機(ヒートポンプ・個別方式)
い	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)
う	熱源・空調機(ヒートポンプ・中央方式)・熱源補機
え	熱源・空調機(気化式・中央方式)
お	熱源・空調機(吸収式・中央方式)
か	熱源・空調機(吸着式・中央方式)
き	熱源(ヒートポンプ)
く	給湯器(ヒートポンプ)
け	給湯器(ガス式)
こ	ボイラ
さ	コージェネレーション
し	照明器具
す	変圧器
せ	エネルギーマネジメントシステム

施設名 : 区分表からの記号

<p>&lt;4. 取組の先進性等&gt;</p> <p>取組の先進性・モデル性</p>
<p>&lt;5. 実施体制等&gt;</p> <p>1) 実施体制</p> <p>2) 資金計画</p>
<p>&lt;6. 事業実施に関連するその他の事項&gt;</p> <p>1) 本補助事業に関連する国のモデル事業等への選定状況</p> <p>2) 他の補助金との関係</p> <p>3) 許認可、権利関係等の調整状況</p>
<p>&lt;7. 事業実施スケジュール及び補助金希望額&gt;</p> <p>複数年度にわたる事業を希望する場合は下記の項目をそれぞれ年度ごとに記入してください。</p> <p>1) 事業の実施スケジュール</p> <p>&lt; 交付申請の時期 &gt;</p> <p>&lt; 入札・契約の時期 &gt;</p> <p>&lt; 工事契約の履行期間 &gt;</p> <p>注 複数年事業で一括発注となる場合はその理由を記入すること。</p> <p>2) 補助金所要額(別紙 2-2 を記入)</p>
<p>&lt;8. 確認事項&gt;</p> <p>公募要領「I. 補助金の目的及び内容」「2. 対象事業の要件」の他、特に第2号事業開始後に CO<sub>2</sub> 排出削減目標(算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可。)の達成が難しい見込みとなった場合は、CO<sub>2</sub> 排出削減量・削減率の計算過程での錯誤が理由であっても、交付決定後に補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要性が生じたりすることがあり得ること、また、今後、環境省が実施している地方公共団体を対象とした「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」に誠実に毎年度回答することを承諾の上、本申請書を提出します。</p> <p>チェック欄</p> <p><input type="checkbox"/> (←内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。)</p>

別紙2-1-2(その1)設備導入 建屋ごとのCO<sub>2</sub>排出量削減効果等一覧表

建屋名称	
CO <sub>2</sub> 排出量削減効果を算定する基準年度*1	

注1 本書式の欄が足りない場合は建屋名称を同一のものとし複数枚に記入すること。  
 2 複数枚となった場合は最終ページに複数枚の合計が分かるように前頁までの集計を一つの設備分のマスを利用して記入し、最終合計を明記すること。  
 3 設備導入、運用改善の双方どちらにおいても、取組番号ごとに別添1 システム図、別添2 設備機器導入前後比較表を作成し、添付すること。

入力欄  
 自動計算欄

取組番号*3	導入設備の耐用年数(A)	取組年度				合計
		1	2	3	4	
	取組名					
	導入する主な省エネ設備					
	補助対象経費支出予定額*4					0 円(B)
	算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量*5					0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(C)
	設備導入後の年間CO <sub>2</sub> 排出量*6					0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(D)
	基準年度CO <sub>2</sub> 排出量-導入後CO <sub>2</sub> 排出量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(E=C-D)
	年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
	CO <sub>2</sub> 削減量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> (G=E×A)
	費用効率性	0	0	0	0	0 円/t-CO <sub>2</sub> (B/G)
	ランニングコスト削減金額*4*7					0 円/年
	取組名					
	導入する主な省エネ設備					
	補助対象経費支出予定額*4					0 円(B)
	算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量*5					0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(C)
	設備導入後の年間CO <sub>2</sub> 排出量*6					0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(D)
	基準年度CO <sub>2</sub> 排出量-導入後CO <sub>2</sub> 排出量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(E=C-D)
	年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
	CO <sub>2</sub> 削減量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> (G=E×A)
	費用効率性	0	0	0	0	0 円/t-CO <sub>2</sub> (B/G)
	ランニングコスト削減金額*4*7					0 円/年
	取組名					
	導入する主な省エネ設備					
	補助対象経費支出予定額*4					0 円(B)
	算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量*5					0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(C)
	設備導入後の年間CO <sub>2</sub> 排出量*6					0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(D)
	基準年度CO <sub>2</sub> 排出量-導入後CO <sub>2</sub> 排出量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(E=C-D)
	年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
	CO <sub>2</sub> 削減量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> (G=E×A)
	費用効率性	0	0	0	0	0 円/t-CO <sub>2</sub> (B/G)
	ランニングコスト削減金額*4*7					0 円/年
	取組名					
	導入する主な省エネ設備					
	補助対象経費支出予定額*4					0 円(B)
	算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量*5					0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(C)
	設備導入後の年間CO <sub>2</sub> 排出量*6					0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(D)
	基準年度CO <sub>2</sub> 排出量-導入後CO <sub>2</sub> 排出量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(E=C-D)
	年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
	CO <sub>2</sub> 削減量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> (G=E×A)
	費用効率性	0	0	0	0	0 円/t-CO <sub>2</sub> (B/G)
	ランニングコスト削減金額*4*7					0 円/年
	取組名					
	導入する主な省エネ設備					
	補助対象経費支出予定額*4					0 円(B)
	算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量*5					0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(C)
	設備導入後の年間CO <sub>2</sub> 排出量*6					0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(D)
	基準年度CO <sub>2</sub> 排出量-導入後CO <sub>2</sub> 排出量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> /年(E=C-D)
	年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 % (F=E/C×100)
	CO <sub>2</sub> 削減量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> (G=E×A)
	費用効率性	0	0	0	0	0 円/t-CO <sub>2</sub> (B/G)
	ランニングコスト削減金額*4*7					0 円/年
	補助対象経費支出予定額合計	0	0	0	0	0 円
	算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> /年
	設備導入による年間CO <sub>2</sub> 削減量合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub> /年
	設備導入による年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 %
	設備導入によるCO <sub>2</sub> 削減量合計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 t-CO <sub>2</sub>
	設備導入による費用効率性	0	0	0	0	0 円/t-CO <sub>2</sub>
	設備導入によるランニングコスト削減金額合計	0	0	0	0	0 円/年

(イ) \*8  
 (ロ)  
 (ハ)  
 (ニ)

- \*1 CO<sub>2</sub>排出量削減効果を算定する基準年度を記入すること。空調負荷の変更等を見込むために過去3年平均等を基準とする場合はその旨記入すること。
- \*2 当該建屋における補助対象設備導入の取組について記載すること。
- \*3 取組番号はシステム(機能を一体とする系統)ごととする。また、複数年事業において、同一システムに係る取組の場合は、同一番号とすること。本設備における運用改善においても同一番号とすること。
- \*4 補助対象として、該当する取組の事業費及びランニングコストは税込みを記入すること。
- \*5 該当する設備導入の取組における基準年度の年間CO<sub>2</sub>排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- \*6 該当する設備導入の取組における設備導入後の年間CO<sub>2</sub>排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- \*7 ランニングコスト削減金額の算定根拠は別途提出すること。その際、エネルギーの種類別にその単価を記載すること。
- \*8 表の右に書かれている記号の数値を別紙2-1-2(その2)の同じ記号の列に記入すること。

別紙2-1-2(その1)運用改善 建屋ごとのCO<sub>2</sub>排出量削減効果等一覧表

建屋名称	
CO <sub>2</sub> 排出量削減効果を算定する基準年度*1	

注1 本書式の欄が足りない場合は建屋名称を同一のものとし複数枚に記入すること。  
 2 複数枚となった場合は最終ページに複数枚の合計が分かるように前頁までの集計を一つの設備分のマスを利用して記入し、最終合計を明記すること。  
 3 設備導入、運用改善の双方どちらにおいても、取組番号ごとに別添1 システム図、別添2 設備機器導入前後比較表を作成し、添付すること。

入力欄  
 自動計算欄

運用改善による年間CO <sub>2</sub> 削減効果*2		取組年度			合計	
取組番号*3	対象設備の耐用年数					
		取組名				
		取組内容				
		主な対象設備				
		運用改善に資する主な設備の残耐用年数(A)*5				
		算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量*6			0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(B)
		運用改善後の年間CO <sub>2</sub> 排出量*7			0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(C)
		基準年度CO <sub>2</sub> 排出量-導入後CO <sub>2</sub> 排出量	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(D=B-C)
		年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	%[E=D/B×100]
		CO <sub>2</sub> 削減量	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> (F=D×A)
		ランニングコスト削減金額*4			0	円/年
		取組名				
		取組内容				
		主な対象設備				
		運用改善に資する主な設備の残耐用年数(A)*5				
		算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量*6			0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(B)
		運用改善後の年間CO <sub>2</sub> 排出量*7			0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(C)
		基準年度CO <sub>2</sub> 排出量-導入後CO <sub>2</sub> 排出量	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(D=B-C)
		年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	%[E=D/B×100]
		CO <sub>2</sub> 削減量	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> (F=D×A)
		ランニングコスト削減金額*4			0	円/年
		取組名				
		取組内容				
		主な対象設備				
		運用改善に資する主な設備の残耐用年数(A)*5				
		算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量*6			0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(B)
		運用改善後の年間CO <sub>2</sub> 排出量*7			0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(C)
		基準年度CO <sub>2</sub> 排出量-導入後CO <sub>2</sub> 排出量	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(D=B-C)
		年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	%[E=D/B×100]
		CO <sub>2</sub> 削減量	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> (F=D×A)
		ランニングコスト削減金額*4			0	円/年
		取組名				
		取組内容				
		主な対象設備				
		運用改善に資する主な設備の残耐用年数(A)*5				
		算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量*6			0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(B)
		運用改善後の年間CO <sub>2</sub> 排出量*7			0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(C)
		基準年度CO <sub>2</sub> 排出量-導入後CO <sub>2</sub> 排出量	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(D=B-C)
		年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	%[E=D/B×100]
		CO <sub>2</sub> 削減量	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> (F=D×A)
		ランニングコスト削減金額*4			0	円/年
		取組名				
		取組内容				
		主な対象設備				
		運用改善に資する主な設備の残耐用年数(A)*5				
		算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量*6			0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(B)
		運用改善後の年間CO <sub>2</sub> 排出量*7			0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(C)
		基準年度CO <sub>2</sub> 排出量-導入後CO <sub>2</sub> 排出量	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> /年(D=B-C)
		年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	%[E=D/B×100]
		CO <sub>2</sub> 削減量	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> (F=D×A)
		ランニングコスト削減金額*4			0	円/年
		算定する基準年度の年間CO <sub>2</sub> 排出量合計	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> /年
		運用改善による年間CO <sub>2</sub> 削減量合計	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub> /年
		運用改善による年間CO <sub>2</sub> 削減率	0.0	0.0	0.0	%
		運用改善によるCO <sub>2</sub> 削減量合計	0.0	0.0	0.0	t-CO <sub>2</sub>
		運用改善によるランニングコスト削減金額合計	0	0	0	円/年

\*8  
 (ホ)  
 (ハ)  
 (ト)

- \*1 CO<sub>2</sub>排出量削減効果を算定する基準年度を記入すること。空調負荷の変更等を見込むために過去3年平均等を基準とする場合はその旨記入すること。
- \*2 当該建屋に設置されている設備における運用改善について記載すること。なお、当該補助事業にて導入される設備も含む。
- \*3 取組番号はシステム(機能を一体とする系統)ごととする。また、複数年事業において、同一システムに係る取組の場合は、同一番号とすること。本設備における運用改善においても同一番号とすること。
- \*4 ランニングコスト削減金額は税込みで記入し算定根拠は別途提出すること。その際、エネルギーの種類別にその単価を記載すること。
- \*5 運用改善における対象設備の残りの耐用年数を記載すること。(対象設備とは、運用改善の取組により、消費エネルギーが削減される設備を指す。)
- \*6 該当する運用改善対象設備における基準年度の年間CO<sub>2</sub>排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- \*7 該当する運用改善後の対象設備における年間CO<sub>2</sub>排出量を記入すること。また、当該排出量の算定根拠は別途提出すること。
- \*8 表の右に書かれている記号の数値を別紙2-1-2(その2)の同じ記号の列に記入すること。

別添1 システム図<様式第1、別紙2-1-2(その1)関係>(取組ごとに作成すること)

建屋名	
取組番号	
設備名	
区分	

注1 設備名には主な導入省エネ設備を記入し、また区分には該当するL2-Techを参照した区分にある記号を記入する。

2 導入前、導入後が分かる様にシステムフロー図を記入すること。

3 導入前のシステムフロー図には撤去範囲を示すこと。

4 複数年実施の場合は各年の実施内容が分かるように記入すること。

導入前(運用改善では取組前のシステムを記入)

導入後(運用改善では取組後のシステムを記入)



別紙2-1-2 (その2)

事業全体のCO<sub>2</sub>排出量削減効果集計表  
年間CO<sub>2</sub>排出削減量、削減率

年度

入力欄  
自動計算欄

建屋名称	基準年度	設備導入による効果		運用改善による効果		取組全体による効果	
	年間CO <sub>2</sub> 排出量 t-CO <sub>2</sub> /年	年間CO <sub>2</sub> 排出削減量 (ロ) t-CO <sub>2</sub> /年	年間CO <sub>2</sub> 排出削減率 (ハ) %	年間CO <sub>2</sub> 排出削減量 (ホ) t-CO <sub>2</sub> /年	年間CO <sub>2</sub> 排出削減率 (ヘ) %	年間CO <sub>2</sub> 排出削減量 (チ) t-CO <sub>2</sub> /年	年間CO <sub>2</sub> 排出削減率 (リ) %
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
			0%		0%	0	0%
合計	0.0	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%

費用効率性

建屋名称	補助対象経費支出 予定額	設備導入による	運用改善による	取組全体による	費用効率性
	円 (イ)	CO <sub>2</sub> 削減量 (ニ) t-CO <sub>2</sub>	CO <sub>2</sub> 削減量 (ト) t-CO <sub>2</sub>	CO <sub>2</sub> 削減量 (ヌ) t-CO <sub>2</sub>	(ル) 円/t-CO <sub>2</sub>
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
				0.0	0
合計	0	0.0	0.0	0.0	0

注1 別紙2-1-2 (その1) の記号 (イ〜ル) の欄の数値をそれぞれ記入すること。

2 複数年の場合は「集計」として複数年分の集計表を1枚つけること



入力欄  
自動計算欄

設備導入年度	建屋名称	取組名	平成29年度			平成30年度		平成31年度		平成32年度	
			CO <sub>2</sub> 削減量(t-CO <sub>2</sub> )	CO <sub>2</sub> 削減量(t-CO <sub>2</sub> )	設備稼働月数(か月)	CO <sub>2</sub> 削減量(t-CO <sub>2</sub> )	設備稼働月数(か月)	CO <sub>2</sub> 削減量(t-CO <sub>2</sub> )	設備稼働月数(か月)	CO <sub>2</sub> 削減量(t-CO <sub>2</sub> )	設備稼働月数(か月)
平成29年度				0.0		0.0		0.0		0.0	
				0.0		0.0		0.0		0.0	
				0.0		0.0		0.0		0.0	
				0.0		0.0		0.0		0.0	
				0.0		0.0		0.0		0.0	
				0.0		0.0		0.0		0.0	
				0.0		0.0		0.0		0.0	
				0.0		0.0		0.0		0.0	
				0.0		0.0		0.0		0.0	
				0.0		0.0		0.0		0.0	
削減量小計(t-CO <sub>2</sub> )				0.0		0.0		0.0		0.0	
平成30年度						0.0		0.0		0.0	
						0.0		0.0		0.0	
						0.0		0.0		0.0	
						0.0		0.0		0.0	
						0.0		0.0		0.0	
						0.0		0.0		0.0	
						0.0		0.0		0.0	
						0.0		0.0		0.0	
						0.0		0.0		0.0	
						0.0		0.0		0.0	
削減量小計(t-CO <sub>2</sub> )						0.0		0.0		0.0	
平成31年度								0.0		0.0	
								0.0		0.0	
								0.0		0.0	
								0.0		0.0	
								0.0		0.0	
								0.0		0.0	
								0.0		0.0	
								0.0		0.0	
								0.0		0.0	
								0.0		0.0	
削減量小計(t-CO <sub>2</sub> )								0.0		0.0	
削減量合計(t-CO <sub>2</sub> ) (を)				0.0		0.0		0.0		0.0	

注 1 各設備のCO<sub>2</sub>削減量は「別紙2-1-2(その1)」の結果から転記すること。  
2 設備導入初年度については年間のCO<sub>2</sub>削減量に設備の稼働月数を掛けた数値を記入すること。



カーボン・マネジメントの推進方針

申請者( )は、標記の推進方針について、次のとおり取り組みます。

1. 事務事業編の策定状況等

1) 事務事業編の策定状況

策定済み(策定時期:平成 年 月)

策定に向けて検討中(策定予定時期:平成 年度)

2) 対象事業の事務事業編における位置付け

位置付け済み

位置付けに向けて検討中(策定/改定予定時期:平成 年度)

2. カーボン・マネジメント体制の内容等

1) カーボン・マネジメント体制の内容

2) カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

3) 補助対象施設・設備に対する運用管理体制

3. 事業実施によるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出削減以外の効果

平成 年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

推薦者 住 所  
地方公共団体名  
役 職 ・ 氏 名

印

推薦書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)

標記について、応募申請書に添えて提出します。

(担当者欄)
郵便番号:
住 所:
所属部署名:
役 職 名:
氏 名:
T E L:
F A X:
E - M a i l:

平成 年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構  
理事長 大塚 柳太郎 殿

住所  
法人名 印  
代表名

### 暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、本誓約書の提出をもって誓約します。

### 記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上